

社会保険労務士法人WILLニュース。【2026年8月1日実務変更】育児休業等給付の申請手続きが変わりました。



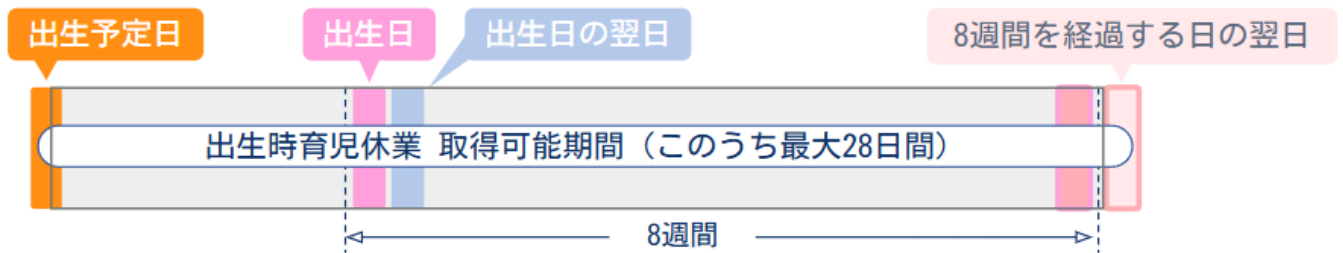
厚生労働省は、出生時育児休業給付金・出生後休業支援給付金・育児時短就業給付金の3つについて、2026年8月1日から申請手続きの事務取扱いを見直すと公表しました。この見直しは、給付の支給要件そのものを変更するものではなく、申請時に提出・記載する情報や添付書類を一部簡素化し、企業と従業員双方の事務負担を軽減することを目的としています。今回の記事では、それぞれの変更点と実務のポイントを解説します。

出生時育児休業給付金の賃金申告の変更

出生時育児休業給付金とは、「子どもの出生日または出産予定日のうち早い日」から「子どもの出生日または出産予定日のうち遅い日から起算して8週間を経過する日の翌日」までの期間内に、4週間（28日）以内の期間を定めて、その子どもを養育するために出生時育児休業（通称：産後パパ育休）を取得した場合に支給される給付金です（2回まで分割取得可）。

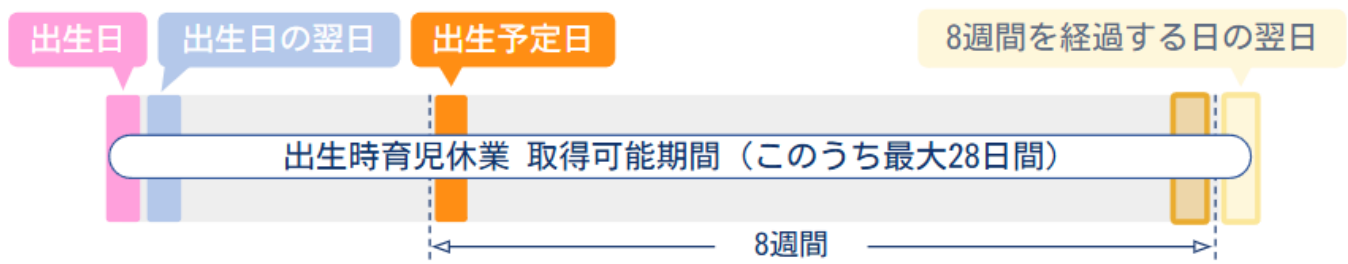
出生予定日より「後」に子どもが出生した場合

対象期間：子どもの出生予定日～出生日から起算して8週間を経過する日の翌日まで



出生予定日より「前」に子どもが出生した場合

対象期間：子どもの出生日～出生予定日から起算して8週間を経過する日の翌日まで



出生時育児休業中の賃金の申告について、申請の早期化を図るため、2026年8月1日より以下のように見直されました。

出生時育児休業給付金の申請時に申告する賃金について

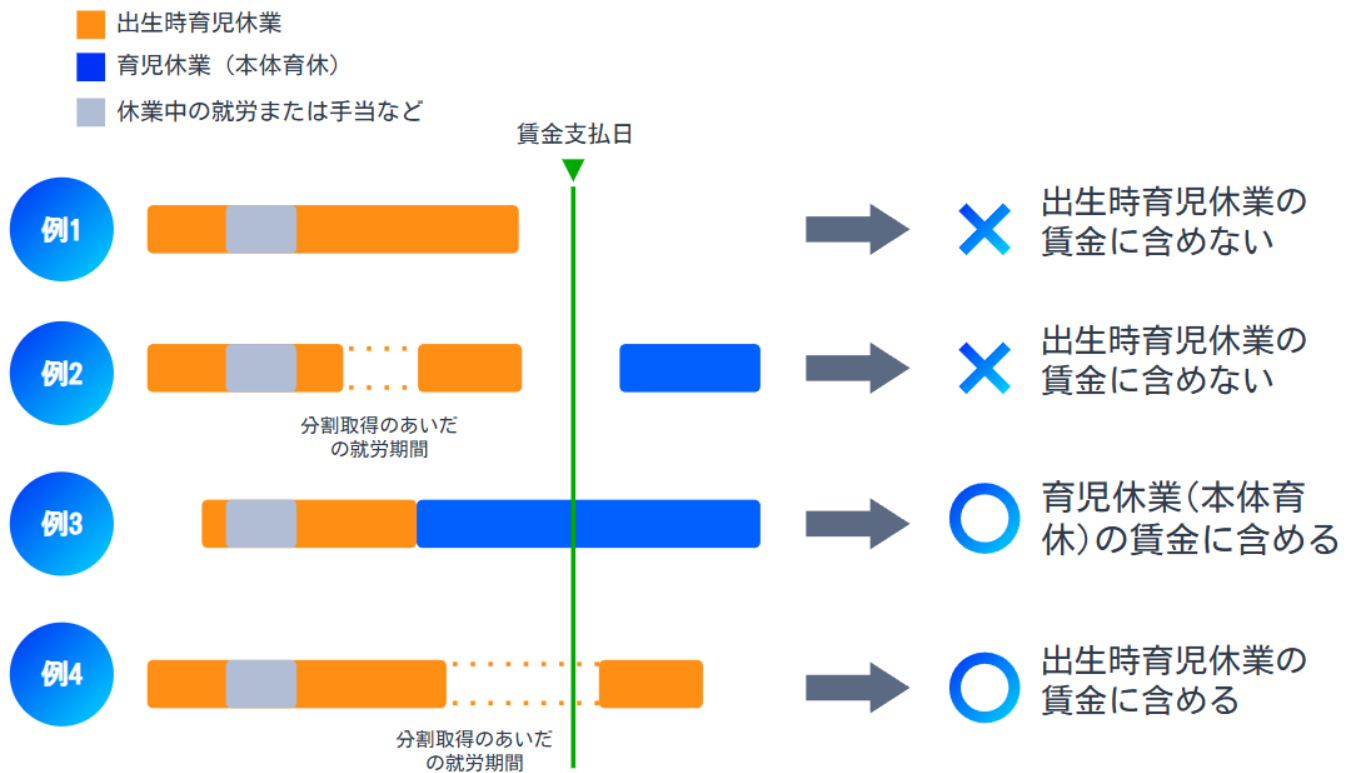
変更前 (2026年7月31日まで)	変更後（※） (2026年8月1日から)
出生時育児休業期間を対象として 支払われた賃金を申請時に申告	出生時育児休業期間中に支払日のある 賃金を申請時に申告

※この見直しは2026年8月1日以降に開始する出生時育児休業から適用されます。2026年7月中に出生時育児休業を開始して8月1日以降に申請を行う場合は、新しい取扱いの対象外となるため、注意が必要です。

変更後の申告対象は、『出生時育児休業期間中に支払われた賃金』のうち出生時育児休業期間を対象とした後日支払われる賃金ではなく、出生時育児休業期間中に支払日が到来した賃金となります。

これにより、多くのケースで賃金額の確定を待つ必要がなくなり、出生時育児休業が終了した後、すぐに申請手続きを行えるようになります。

今回の見直しにより、具体的に以下のような取扱いとなります。



参考 | [東京ハローワークホームページ『出生時育児休業期間中を対象とした賃金の取扱いが変わります。』](#)（資料を基に作成）

例3のように出生時育児休業の終了後、すぐに育児休業（本体育休）を取得する場合、たとえ出生時育児休業期間を対象とした賃金であっても、支払日が育児休業（本体育休）期間中であれば、育児休業（本体育休）の申請で申告します。

また、例4のように出生時育児休業を分割して取得する場合は、そのあいだの就労期間に支払日のある賃金も、出生時育児休業給付金の申告対象に含めることになります。

※「育児休業（本体育休）」とは、育児・介護休業法に基づく通常の育児休業を指します。出生時育児休業とは別の制度で、原則として子どもが1歳になるまで取得できるものです。ここでは両者を区別するため「本体育休」と表記しています。

出生後休業支援給付金 配偶者の確認書類に関する変更

出生後休業支援給付金は、子どもの出生直後に原則として両親がともに14日以上育児休業（または出生時育児休業）を取得した場合に、それぞれの給付金へ上乗せして最大28日間支給される給付金です（配偶者が無業者・自営業者・産後休業中などの場合は、配偶者の育児休業取得が要件とならないこともあります）。

2026年8月1日以降、母親が出生後休業支援給付金を申請する場合、配偶者の確認書類が以下のように見直されました。

変更前 (2026年7月31日まで)	変更後 (2026年8月1日から)
世帯全員について記載された住民票など	母子健康手帳の出生届済証明の ページの写し（父親が申請する場合と同様） ※配偶者の氏名・生年月日が記載されたものにかぎる

この見直しにより母子健康手帳の写しで申請可能となるため、確認書類の準備や費用の負担軽減につながります。

ただし、母子健康手帳の写しで確認できない場合は、これまでどおり世帯全員について記載された住民票などの確認書類の提出を求められる場合があります。

育児時短就業給付金の支給要件確認の簡素化

育児時短就業給付金とは、2歳未満の子どもを養育するために週の所定労働時間を短縮して就業した場合、一定要件を満たすことで支給される給付金です。

育児時短就業給付では、2026年8月1日から以下の5つの見直しが行われました。

1 母子健康手帳の写しなどの再提出が不要に

同一の子どもについてすでに育児休業給付を受給している場合は、育児時短就業給付を申請する際、改めて母子健康手帳の写しなどを提出する必要がなくなりました。

2 賃金証明書の一部の記載が省略可能に

これまでは、育児休業給付の対象となる育児休業から引き続き、同一の子どもについて育児時短就業を開始した場合には、「雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書・所定労働時間短縮開始時賃金証明書」の提出が不要とされていました。

見直し後は、上記に該当しない場合であっても、同一の子どもについて育児休業を開始してから育児時短就業を開始するまでのあいだに賃金の支払いがないことを賃金証明書の⑫欄および添付書類（出勤簿や賃金台帳など）で確認できれば、賃金証明書の「⑨～⑪欄（育児休業開始前の賃金支払状況）」の記入を省略できるようになりました。

雇用保険被保険者 休業開始時賃金月額証明書（安定所提出用）（介護・育児）

所定労働時間短縮開始時賃金証明書

① 被保険者番号	—	③ フリガナ	④ 休業等を開始した日の	年	月	日
② 事業所番号	—	休業等を開始した者の氏名	令和			
⑤ 名称		⑥ 休業等を開始した者の住所又は居所	〒			
事業所所在地		電話番号（ ）	—			
電話番号						
この証明書の記載は、事実と相違ないことを証明します。						
住所 事業主 氏名						
休業等を開始した日前の賃金支払状況等						
⑦ 休業等を開始した日の前日に離職したとみなした場合の被保険者期間算定対象期間	⑧ ⑦の期間における賃金支払基礎数	⑨ 賃金支払対象期間	⑩ ⑨の基礎	⑪ 賃金額		⑫ 備考
休業等を開始した日	月 日	月 日	月 日	⑪ ①	⑪ ②	計
月 日	～ 休業等を開始した日の前日	日	月 日	～ 休業等を開始した日の前日	日	月 日
月 日	～ 月 日	日	月 日	～ 月 日	日	月 日
月 日	～ 月 日	日	月 日	～ 月 日	日	月 日
月 日	～ 月 日	日	月 日	～ 月 日	日	月 日

（出典） [東京ハローワークホームページ『雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書・所定労働時間短縮開始時賃金証明書』](#)（加工して作成）

3 週の所定労働時間の計算方法における一部見直し

フレックスタイム制、変形労働時間制、シフト制の適用を受ける被保険者については、週所定労働時間の計算方法が以下のように一部見直されました。

フレックスタイム制	清算期間における総労働時間の算出基礎となった1日の労働時間 × 週所定勤務日数
変形労働時間制	対象期間における1週間の平均労働時間
シフト制	次の労働時間を該当期間の週数（暦日数÷7日）で除して計算します。 （短縮前）育児時短就業を開始した日前の3か月間における実際の労働時間 （短縮後）支給対象月に支払われた賃金の算定対象期間における実際の労働時間 ※賃金が月末締め、翌月支払いの場合は支給対象月における実際の労働時間

※ フレックスタイム制・変形労働時間制の場合は、週所定労働時間の確認書類で上記の内容が確認できる場合に限りま。

（出典） [厚生労働省『（雇用保険被保険者・人事労務担当者・社会保険労務士の皆さまへ）令和8年8月1日から育児休業等給付の申請手続きを見直します』](#)（一部抜粋して掲載）

特にシフト制では、これまで時短勤務に入る前の「過去6か月分」の出勤簿やタイムカードの集計が必要でしたが、今回の見直しにより対象期間が「過去3か月分」に短縮されました。これにより、労務担当者の実務負担の軽減につながります。

なお、厚生労働省では、週所定労働時間の計算に使える「週所定労働時間算定補助シート」を

公表しています。2026年8月1日以降の申請に対応したものとなっているため、ぜひご活用ください。

参考 | [厚生労働省『育児時短就業期間等に係る証明書（別紙）週所定労働時間算定補助シート（令和8年8月1日以降）』](#)

4 育児時短就業期間等に係る証明書（様式例）が改訂

これまでは、育児時短就業開始日や週所定労働時間を確認するため、出勤簿やタイムカード、労働条件通知書などの提出が必要でした。しかし今回の見直しにより「育児時短就業期間等に係る証明書」が改訂され、これらを代替する確認書類として提出できるようになりました。

参考 | [厚生労働省『育児時短就業期間等に係る証明書（様式例）（令和8年8月1日以降）』](#)

5 時短前後の週所定労働時間の確認書類の省略

過去の取扱い実績等から適正な事務処理が行われ、記載内容の信頼性が高いと認められるなどの一定基準を満たした「照合省略対象事業主等」については、従来より賃金台帳などの照合が省略されていました。今回の見直しにより、時短前後の週所定労働時間の確認書類についても、同様に照合を省略できるようになりました。

参考 | [群馬労働局『事業主等が添付書類省略の承認を受けるには』](#)

おわりに

今回の記事では、2026年8月1日からの出生時育児休業給付金・出生後休業支援給付金・育児時短就業給付金における申請手続きの見直し内容を整理しました。

手続きの簡素化は労務担当者にとっても大きなメリットです。日々の実務を円滑に進めるためにも、今回の変更点を正しく把握しておくことが大切です。

手続きの詳細や様式については「育児休業等給付コールセンター（0570-200-406）」への相談もおすすめです。
